

第四百四十六回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 四 号

平成十一年十一月二十四日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 鈴木 恒夫君
- 理事 飯島 忠義君
- 理事 奥山 茂彦君
- 理事 肥田美代子君
- 理事 富田 茂之君
- 理事 岩下 栄一君
- 理事 小此木八郎君
- 理事 倉成 正和君
- 理事 下村 博文君
- 理事 柳沢 伯夫君
- 理事 松沢 成文君
- 理事 谷口 隆義君
- 理事 笹山 登生君
- 理事 山原健二郎君
- 理事 粟屋 敏信君

- 理事 小川 元君
- 理事 栗原 裕康君
- 理事 藤村 修君
- 理事 松浪健四郎君
- 理事 岩永 峯一君
- 理事 河村 建夫君
- 理事 小島 敏男君
- 理事 平沢 勝榮君
- 理事 渡辺 博道君
- 理事 山元 勉君
- 理事 西 博義君
- 理事 石井 郁子君
- 理事 濱田 健一君
- 中曾根弘文君
- 河村 建夫君
- 小此木八郎君
- 本間 政雄君
- 石川 明君
- 岡村 豊君

委員の異動

- 十一月二十四日
- 辞任 池坊 保子君 補欠選任 谷口 隆義君
- 同日 辞任 谷口 隆義君 補欠選任 池坊 保子君

第一類第六号 文教委員会議録第四号 平成十一年十一月二十四日

十一月二十二日

教員特殊業務手当の改善に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内島田明)(第四二二号) 教職員配置改善計画の推進に関する陳情書外一件(山口市滝町一の一山口県議会内島田明外一名)(第四三三号)

教科書無償制度維持、私学助成の確保等教育予算の充実に関する陳情書外四件(石川県石川郡鶴来町本町四の八五鶴来町議会内水上俊明外四名)(第四四四号)

義務教育諸学校教科用図書無償給与制度の堅持に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内島田明)(第四四五号)

義務教育国庫負担制度、義務教育諸学校教科用図書無償給与制度の堅持に関する陳情書(徳島県麻植郡川島町川島町議会内丸尾英雄)(第四六七号)

義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の早期完成及び教育予算の充実に関する陳情書外五件(鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬九九の二三朝町議会内西村武津美外五名)(第四七七号)

教育文化の振興に関する陳情書(宮崎市宮田町一の一一米良成志)(第四八八号)

三十人以下学級の早期実現と複式学級の解消をめざした標準法の早期策定に関する陳情書外四件(鳥取県八頭郡智頭町大字智頭二〇七二の一智頭町議会内林田恒一外四名)(第四九九号)

私学助成制度の一層の充実、強化に関する陳情書外三件(奈良市登大路町三〇奈良県議会内松井正剛外三名)(第五〇〇号)

私学助成制度の充実強化及び私学教育費減税の創設に関する陳情書(高知市丸ノ内一の二の二〇高知県議会内依光隆夫)(第五一一号)

実情にあった新たな公立義務教育諸学校教職員配置改善計画の策定に関する陳情書外二件(徳島県麻植郡川島町川島町議会内丸尾英雄外二名)(第五二二号)

新教職員定数改善計画の早期策定に関する陳情書(津市広明町一三三重県議会内西場信行)(第五三三号)

二〇〇八年オリンピックの大阪招致に関する陳情書(大阪市中央区本町橋二の八田代和)(第五四四号)

義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情書外九件(石川県石川郡鶴来町本町四の八五鶴来町議会内水上俊明外九名)(第五五五号)

鳥取大学農学部獣医学科の存続及び獣医学教育の充実に関する陳情書(鳥取市東町一の二二〇鳥取県議会内廣江式)(第五五六号)

ゆとりの中で個性を大切にす教育の実現等に関する陳情書(神戸市中央区下山手通五の一〇一兵庫県議会内武田文蔵)(第五五七号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十五回国会閣法第一二二二号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

第四百四十五回国会、内閣提出 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、文部大臣官房総務審議官本間政雄君及び文部省高等

教育局私学部長石川明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗原裕康君。

○栗原(裕)委員 おはようございます。ただいま提案されました私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案について、大臣並びに総括政務次官に対して御質問させていただきます。

御案内のように、今国会から、なるべく従来の政府委員とされている人たちの答弁を廃して政治家同士の議論を深めていこう、そういう国会の活性化の制度ができましたので、きょうは、三十分という時間でございますけれども、与党の議員として、大臣、政務次官の、いわゆる議員としての御見解、御見識というものについて議論が深められればというふうに思っております。

御案内のように、この法律は年金制度の改革というところで、ほかの委員会と横並びでやっております。年金制度というのは、申すまでもなく、私どもの老後が安心して生活できる、幾ら長生きをしても貯金の底がつくということを心配しないで済むような、そういう制度なわけでございます。

ところが、御案内のように、少子・高齢化がどんどん進んでまいりまして、言ってみれば、働ける人、働かない人がどんどん減っていく、働かない人、働けない人がどんどんふえていくということでございます。この年金制度も今のままのシステムを維持していくと将来とてもたない、こういうことで今回の改正になったというふうに理解を

しております。

そこで、議題になっております私立学校教職員共済というのを見てまいりますと、私の今持っております資料は、厚生省年金局の「二十一世紀の年金を「構築」する」、こういう資料でございますが、この私立学校教職員共済組合のいわゆる財政状況というのを見ますと、抜群にいいんです。抜群にいい内容なんです。

例えば成熟度、ここに数字がございますけれども、これは、今現に年金をもらっている人たちが働いている人たちがどのぐらい支えているかという成熟度を見ますと、これはもちろん数字が少なければ少ないほど、少ない人を大勢で支えているということになりますのでいいわけですが、私立学校教職員共済組合の場合一四・二％。例えば国家公務員共済組合は五・四％ですから、随分内容としては成熟していない。成熟していないというの、この場合はいいわけですね。つまり、支える人が多いことですから、いいわけですね。

それから、積み立て度合いというのがございまして、積み立て度合いというのは、これは当該年度の支出合計に対する前年度末の積立金の倍率、要するにどのぐらいストックがあるかということの指標でございますが、これも、私立学校の場合一・一。例えば国家公務員共済組合を見ますと四・五、こういうふうになっていきますね。ですから、これも非常にいい。

そして保険料率も、例えば農林漁業団体職員共済組合の場合には、平成十一年四月現在で一九・四九％の保険料率をとっておりますけれども、私立学校教職員共済組合は一三・三％で済んでいるんです。

つまり、今議題になっております、私ども文教委員会でも審議をいたします私立学校の教職員共済組合というのは、これは私立の学校の先生あるいは専修学校の先生、あるいは予備校でも、学校法人の職員の方はみんな入っているわけですね。ですから、退職した人に比べて現役の人が非常に多いので、非常に内容がよくなっているということ

でございます。

ですから、ここで御質問申し上げたいと思えますけれども、こんなにいい内容の組合と、それから、先ほど申しましたように少子・高齢化によって成熟度が非常に高くなって五〇％ぐらいというふうな、国家公務員共済組合あるいは厚生年金、いろいろなものがございますけれども、そういう言ってみれば内容ははるかに劣る、何とか改革しないとでもやっつけていけないというもの、何で横並びで今回一斉に改正する必要があるのか、こういうことをまず最初に御質問させていただきたいと思えます。

○中曾根国務大臣 委員がおっしゃいますように、年金制度は老後の安心のため大変重要な制度でございます。

お尋ねの、なぜ今回横並びで法改正を行う必要があるのかということでございますけれども、私学共済年金の給付水準につきましては国立公立学校の教職員と同程度のものとする、そういう趣旨から、給付関係規定につきましては国家公務員共済組合法を準用しているわけでございます。また、公的年金制度の一環として、各共済の年金給付のあり方につきましては、厚生年金との整合性を図ることを重要な視点といたしまして、厚生年金に做った措置を講じているところでございます。

御指摘のとおり、現在の私学共済年金の財政そのものは非常に健全、良好でございます。委員御指摘のとおり、成熟度におきましても、また積み立て度合いにいたしましても、あるいは保険料率にいたしましても、今御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、制度間の公平性、それから整合性を確保する観点から、横並びの改正を行うことが必要である、そういうふうな考えでおります。

○栗原(裕)委員 大臣の御答弁ですと、制度間の公平ということですね。つまり、年金ですから、社会全体で支えていくという観点、例えばこの組合がたまたま非常に今内容がよくてこちらの組合が非常に内容が悪いといつても、それはもちろ

んその組合の努力もあるかもしれませぬけれども、一つは、やはり社会の流れによってその時代には非常によかったものが廃れていくとすると、OBが非常に多くなつて現役が少なくなるわけですから、それはむしろ、その組合とかあるいはその年金の責任じゃない。だから、そういう意味では、社会の動きに合わせて社会全体で公平性を確保しようということ、たまたま今は私立学校の教職員共済組合が非常にいいけれども、それはやはりたまたまだけであつて、もつとほかの悪い、時代の変化によって非常に悪くなつていくところとなるべく公平にしよう、こういうことで今回横並びの改正をしたということだということに理解させていただきます。

そうであるならば、やはりひとつ、年金制度の根本についてどう評価しているかということについてまずお聞かせをいただきたいと思うわけでございますが、今の大臣の御答弁でもわかりますように、社会全体の公平性というものを非常に大事にしている。つまり、世の中の変化が非常に激しい、そして少子・高齢化が進んでいく、そんな中で、みんなが安心できるようにしようということだと思ふのですね。

しかし同時に、ちよつと考えますと、この公的年金というのは戦後の仕組みでございます。戦前は前はそのようなものはなかったわけですね。戦前はどいうしていたかという、やはり自分の親は自分で面倒を見る、あるいは自分のことは自分で面倒を見るというふうな観点から、ある意味では自立した考え方というものがあつたと思うのです。つまり、自分のことは自分で始末しよう、それが戦後、公的年金というものが出来まして、社会全体として支えていく、こういうことになってきたわけですね。

物事には両面がございます。確かに自立というのは大事なんです。しかし、それではとてもできないだろうということ、みんな支え合おうということになったと思うのです。だから、それを考えてみるとある程度の進歩かなと思ふのでござ

います。同時に、自立していく心というものが何か少し失われていくような、そんな危惧も持つわけでございます。

そういうことも含めて、今の年金制度全般の現状というのについて大臣がどのように評価していらつしやるのか、その見解をまずお聞かせ願いたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先ほど答弁申し上げましたとおり、この年金制度、つまり福祉の制度はできるだけ国民が公平であるべきだ、そういうふうな観点から、このたび、横並びといいますが改正を行うわけがあります。特に教職員の場合は、国立学校の教職員ということも配慮しなければなりません。そういうことで改正させていただく次第でございます。

今委員から、他人に頼らず自分のことは自分で面倒を見る、そういう自立精神が重要だというお話がございました。私もまさにそのとおりだと思つておりました。国民一人一人が、他人に頼らずに自立の精神を持つことが大切なことと認識をしております。しかし、少子化、長寿化の急速な進行、それから経済の低迷、低成長化などによりまして、子供による親の扶養、また個人貯蓄に頼つて安定した老後生活を送つていく、そういうことが非常に難しい状態になってまいりました。

したがいまして、公的年金制度を今後とも健全かつ安定的に運営していくことが重要でありまして、そのためには、委員御指摘のとおり、まず自助努力が必要、それから世代間の扶養、これも必要、そして公的負担、この三つの要素を適切に組み合わせていくことが重要なものと考えておりますのでございます。

○栗原(裕)委員 大臣の御答弁で、自立が大事である、しかし自分の努力ではどうしても限界がある、というときには助け合いでいくということ、これはございますけれども、この年金制度について、実はどのぐらい日本の国民がよく理解をしているかという、私はなかなか疑問なところがあると思ふのですね。

特に年金制度というのは、共済も同じでございますけれども、共済という名前にしてみたり、それから厚生年金、それから、例えば共済の場合は退職共済なんという言葉を使うのですね。非常にわかりにくい。だから、国民からすると年金制度というのが基本的に非常にわかりにくいし、同じ意味なのに違った言葉を使っているというように、何かよく理解をしたらいいんじゃないという方が私は結構多いと思うのです。

そこで次の質問でございますが、今大臣がおっしゃったように、自立が大事である、しかし同時に、自立だけではとても限界があるのでみんなで助け合うということは、まさに我々日本人にとつて大事なことでございまして、それは翻つて言えば、教育問題になるわけです。

そこで、先ほどお示しました年金の資料によりますと、私も自分の出身の県でありながら知らなかったのかもしれませんが、静岡県健康福祉部の年金指導課というところが、中学、高校に年金の指導を行っているのです。まず最初は、中学、高校の学校の先生に年金というものをわかつていただく。それから今度は、生徒さんに対して年金教室というのを開いてやっています。

これを見ますと、静岡県の場合は、全国に先駆けて年金教育推進県に指定されたので、平成六年度から、まず公立の中学校や高校の社会科、家庭科の先生たちを対象とする年金セミナーをした。平成九年から、中学生、高校生の生徒に直接教える年金教室も始まっている。その受講者は二年間で五千名を超えた。二年間で五千名という数字は正直言って少ないですね。

それで、生徒さんたちがどういう反応を示したかという点、例えば中学生の男の子は、「僕は初めて年金のことについて話を聞いた。将来必ず国民年金に加入しようと思った。」なんて書いてあるのです。それから中学の女の子、「今働いて納めている保険料が年金になって高齢者の生活を支えていると初めて知った」ということなんです。

ね。つまり、例えば年金の一番基本である世代間の助け合いということについて中学生は知らなかったのです。この教室を開くまでは。それから、高校生の男子、「公的年金への加入が完全に国民の義務だと知ってちょっと驚きました。」と書いてあります。今、日本は国民皆年金ですね。それも高校生の男の子は知らない。まじでためになつたぜ。なんて、そういうあれもありますね。

そういうことでございまして、案外、今の教育で年金の仕組みというものを教えることによって助け合いの精神というものを実際に教えられるような、そんな印象で私はこの文章を読んだのです。これは静岡県の例でございますが、文部省として、年金制度のあり方あるいは年金制度ということについて教育の現場でどういう指導をなさっているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 高齢化社会が進展する中で、学校教育におきまして年金などの社会保障も含めた福祉について理解を深めるといことは、大変意義もあり重要なことであると思っております。今、先生の静岡県での状況をお聞きいたしました。年金セミナーや年金教室を開催されておられるということですが、大変に効果が上がつておられる、というふうには私は受けとめさせていただきます。

学校教育におきましては、従来から、社会科などにおきまして社会保障制度の基本的な内容や福祉の重要性につきまして理解させるとともに、また同時に、思いやりの心とか公共のために尽くす、そういう心を育てることなどについても指導しているところがございます。さらに、新しい学習指導要領におきましては、少子・高齢化社会に対応するという観点から、福祉に関する指導内容の充実を図つたところでございます。

今後一層、小中高等学校を通じましてボランティア活動などの社会体験、それから障害のある幼児、児童生徒や高齢者などとの交流を推進してまいりたいと考えております。また、高等学校の家庭科におきましても、必修

科目の一つであります家庭総合の中で、指導内容として、高齢者の日常生活の介助を新たに取上げるとともに、専門教科福祉、これを新設いたしました。福祉関連業務に従事する者に必要な知識また技術等の教育の充実を図ることとしたところでございます。

今後とも年金を含めた福祉に関する教育の充実を努めていきたい、というふうな考えております。

○栗原(総)委員 わかりました。中学の社会科あるいは高校の家庭科で福祉のことについて教えていく。その中で、ある意味では実地教育ということも大事だと思うのです。大事だと思うのです。確かに。けれども、私に言わせれば、もうちょっとと基本のところ、お互いに助け合うんだというその基本のところを、よく、思いやりのある教育とか豊かな心をはぐくむ教育なんて言っていますけれども、この年金なんというのは一番いい例じゃないですか。一番いい例だと思うのです。

そういう意味で、大臣の御答弁ではもちろん今後とも充実させていくということがございますけれども、もうちょっと踏み込んでいこうか、年金についても時々とちとちその精神というものを教えていただくように私はぜひお願いしたいと思っております。

なぜそういうことを申し上げるかという点、例えば国民年金、もちろんこれは国民全部が、強制といいますが、入る義務があるわけでございますが、やはりこの同じ資料で、国民年金の未加入、未納というのが実は多いのです。未加入者が百五十八万人、未納者が百七十二万人、大体全体の四、五%だそうですね。しかも、若い人たちが多いのです。未加入、未納というのは、もちろん、その細かいデータは出ておりませんが、もちろん、なぜ払わないんだという点、一つは、年金というものについて理解をしていないという部分はあるでしょう。それからもう一つは、年金というのについて全然信頼していない。つまり、幾らかけたって、どうせかけたって、老後にはもらえない

いんだろうという年金制度に対する不信感もあるかもしれない。しかし大部分は、年をとって困つたらば、いいや、何とかだれかが、国が面倒見てくれるんじゃないかという甘えが実はあると僕は思うのです。ですから、教育が大切だということをおし上げたかったわけでございます。

そういうことを考えますと、実は、福祉ということについては私どもが考えなければいけないのは、今言いましたように、どうしても甘えを助長しちゃう。福祉と何となくしきの御旗のように、特に、我々政治家は選挙のときに有権者の審判を仰ぐわけですから、有権者に対してサービスといいますが、なるべく有権者が喜ぶようなことを言わなきゃいかぬということになると、福祉を充実させますと、大体みんなよしと、こうなるのです。

しかし、物事には光と影が必ずございます。例えば、これもまた怒られるかもしれませんが、戦前の、俗に言う軍国主義やかなりしころのことについては、今の教科書では徹底的に反省をしております。しかし同時に、あの軍国主義ですら、個人の勇気とかあるいは仕事に対する責任感とか、そういうものについては非常にいい面があったわけですね。しかし、それは光の部分であつて、もう一つ影の部分はもちろん、戦争、侵略という人間の非常に暗黒面が出てくる。そこを教科書の方では影の部分だけ一生懸命強調しているわけですね、今の教科書はどちらかというと。

福祉については、実は光の部分だけ、善意とか助け合いとかいう部分だけ世間では一生懸命喧伝される。学校でも、福祉というのの助け合いのことだよ、善意だよ、いいことですよと一生懸命教えるようにする。しかし同時に、影の部分があると思ふのです。それはつまり、他人に頼つてしまふ。今言いましたように、国民年金に入らなくてもいいじゃないか、どうせ後で国が面倒見てくれるんじゃないかという、甘えといいますが、影の部分があると思ふのです。

もつとやうと、アリとキリギリスでいえば、別

にキリギリスでいたって構わない。今の日本の社会の中で、路頭に迷って、ホームレスというのはありますけれども、あれだって、糖尿病になるぐらいですから、そんなに飢えてはいない。あるいは、もつと言うと、あれはボランティアでホームレスをやっている。本当に困っている人というのは、もちろんいるかもしれませんが、非常に少ない。

ということになると、先ほどの質問とちよつと逆のようではございますけれども、要するに私が申し上げたいのは、福祉教育というのは大事ですけれども、その光の部分だけじゃなくて、福祉を余りにも進めると、お互いに助け合うということを通り越して、とにかく人に頼らばいいんだ、自分は遊んで暮らしても最後はだれかが面倒を見てくれるという、甘えの気持ちというものを助長するおそれがあるんじゃないかというふうに思うのです。

そのところは、実はきちつと教えなければいけないと思うのですが、そういうところの現状はどうなっているのか、そして大臣のお気持ち、どういうふうに思われるのかを伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 今委員から、年金のことにつきましての三つの問題点といいますが、御指摘がございました。一つは、理解を非常にしていないんじゃないか、それからもう一つは、年金は将来もらえないんじゃないかという不信感がある、それから三点目は、国やだれかが面倒見てくれるという甘えがあるのではないかと御指摘がございました。私も、これらは非常に大きな問題点だ、そういうふうな認識をしております。

学校教育におきましては、義務を果たして責任を重んずる態度、それから自立心を養う、こういうことが非常に重要であるわけでございまして、学校教育で従来から、道徳教育を通じて、自分の役割を自覚して責任を果たすことや義務を確実に履行すること、それから、自分でできることは自分でやる、また、勤勉や努力が大切である、そう

いうことなどを指導してきているところでございます。先生おっしゃいますように、大切なことは自助努力であり、自立心であろう、そういうふうな思っております。

今後一層、御指摘の責任感とか自立心、こういうものが高められるような指導の充実に努めていきたい、そういうふうな思っております。

○栗原(裕)委員 総括政務次官もおいででございますので、総括政務次官にもひとつ御見解をお願いしたいと思っております。

今申しましたように、年金制度というものは社会全体の助け合いである、したがって、社会全体としては自助努力、要するに自分の力だけで生きていかなければいけない社会に比べれば、みんなが助け合っているというのにはやはりある意味では一つの進歩だと私は思います。

思うのですけれども、同時に、今言いましたように、福祉というものを余りにも強調いたしますと、一番根っこにある自助努力というのを忘れてしまつて、人様に頼つてしまつてという甘えが出てくるというおそれがあるわけですね。だから、その辺は教育問題としては非常に難しいと思っておりますけれども、総括政務次官、そして自民党で数々の文教政策を立案なさつてきた河村先生の御見解、そういうものについて最後にお尋ねをしたいと思います。

○河村政務次官 栗原委員御指摘のとおりでありまして、今の若い人たちには、何とかなるんではないかという思いが非常に高まつておると思っています。助け合いの精神といたしまして、自分がちゃんとしなかつたら人にどんな迷惑をかけるかということが意識されていません。やはりそういうことは実際の教育で、机上だけではなかなか身につかないことで、しっかりといろいろなところで体験をさせていくしかないんじゃないかというふうに私は感じております。

心の内側に、内面的に理解をさせるような方法をこれからとっていくべきだろうというふうに思っていますね。親が何とかしてくれろという思い、こ

れは福祉じゃございませんが、例えば奨学金なんかも、これは希望する人には皆差上げましよう、そのかわり自分できちつと返さない、自分の責任でやりなさいという方向へ今奨学金制度も行うとしております。そういうような形で進んでいかなきゃいかぬと思つてます。

しかし、さつき御指摘のように、そうはいつても、福祉とは何なのかということ、基本的なこととはやはりしっかりと理解をしておかなければいかぬと思つてます。したがって、私もかねてから、福祉教育あるいはボランティア教育というのはもう日常の教育の中にしっかりと根差したものにしていくなければ、まだ正課になつておりませんが、私はそういう方向で検討していく必要があるのではないかと。

それから一方、教える教師の側ですね。今度は介護体験等もしなければ先生の免許を上げないという法律もつくりましたが、教師の側もそういう意識をしっかりと持たなければいけませんと日常の教育ができません、そうなつていきますので、栗原委員の御指摘というのは非常に貴重なものだと思つております。もう一度、今の教育の中でどの程度実際に実行に移されているか私の方も調査もし、私は、もつと深いところで私自身理解を深めておかなきゃいかぬことだ、こういうふうに思います。

○栗原(裕)委員 新しい学習指導要領の中では、各学校独自のカリキュラムというものも充実できるといふことになつておりますので、文部省が余りそういうことについてやかく言うのもどうかと思いますけれども、今の大臣、政務次官の答弁のように、福祉というものについて、光と影の部分も含めてぜひきちつと教えていく。そして、実際に体験も結構でございますけれども、一番基本は、世代間の助け合いみたいなものについて余り子供たちが理解をしていないという点でございます。奨学金のことでも大事だと思つて、ぜひそういう基礎的なことの教育を充実して、ぜひ

わらせていただきます。

ありがとうございました。

○鈴木委員 次に、肥田美代子さん。

○肥田委員 公的年金は、申し上げるまでもなく、国民の生涯の生活設計にかかわる重大問題であるかと思つてます。そこで、年金改革関連法案の日程を与党だけで決定されたことにつきまして、私は心から遺憾の意を表明しておきたいと思つてます。さて、その後、与党の中で基礎年金の給付水準にかかわる法案修正の動きが出ておりますが、大臣、与党の一員として情報を仕入れていらっしゃいますか。

○中曾根国務大臣 年金関連法案の修正につきましては、修正の有無それから内容等は、与野党間で御協議いただき、また決定されるべきことでありまして、今私は、そこら辺につきましてお答えすべき立場ではないかと思つております。

○肥田委員 そうしますと、与党が決めれば政府はそのとおりやりますというふうでよろしいのですか。

○中曾根国務大臣 今申し上げましたように、与党三党で協議されて決定されたものが政府の決定ということになるわけでございます。

○肥田委員 そうしますと、与党がもし修正の結論を出せば、この法案はもう一回審議される必要が出てまいりますか。

○中曾根国務大臣 修正の結論が出るかどうか、詳細は私存じ上げませんが、そのときの政府の対応に私どもも従つていきたいと思つております。

○肥田委員 これまでの年金額は、毎年の物価上昇率と五年ごとの賃金の伸びを反映して決められてまいりました。今回の改正案では、六十五歳以降の年金額につきましては賃金スライドを停止するということになつております。これによつて、年金額は現行制度による支給額に比べて低く抑えられらることになりますか、どの程度の減額を予想されていらっしゃるのでしょうか。

○河村政務次官 今回の六十五歳以上の年金額の改定方式の見直しによる影響をお尋ねいただいた

と思います。

これは例えばの例示でございますが、試算をしたものを申し上げますと、年金額が二百五十万円の人について、厚生年金の将来見直しにおける毎年の賃金上昇率、二・三%でございます。それから物価の上昇率が一・五%、これを基礎として十年後を推計いたしますと、現行法、今のままでいきますと三百十四万で、賃金スライドを停止するという改正案ベースでやりますと二百九十万となるわけでございます。差額は二十四万円。現行法ベースと今度の考えでは、八%の減少が生じる、こういう計算になるわけでございます。

○肥田委員 今回の改正案では、年をとればとるほど年金水準が低くなるという計算になります。そこで、賃金スライドをした場合としない場合の格差が大きくなれば賃金スライドを再開することによっておりましたが、どの程度の格差が出たら賃金スライドを再開するお考えですか。

○河村政務次官 将来、改正案によりまして、六十五歳以降は物価スライドのみで改定した年金額と、現行どおり六十五歳以降も賃金スライドを行った場合の年金額との乖離が過大とならない、今後過大になった場合には賃金スライドを再開するということは、御指摘のとおりでございます。この目安でございますが、現在では、二割に格差がいった場合を賃金スライドの再開ということと考えております。

○肥田委員 私学共済の年金の成熟度は、平成十三年三月末現在で一四・二%、国家公務員共済組合の場合は五・一%、地方公務員共済組合の場合は三九・八%と、先ほど御議論もありましたけれども、これらに比べて随分若い数値なのです。この私学共済の成熟度を前提にしても、なお将来的に私学共済の年金財源は安定性を欠くとお考えでしょうか。年金財源の将来見直しについてお尋ねしたいと思っております。

○河村政務次官 年金財政への影響がこの改正に伴いましてどうなるであろうかということなどがございますが、私学共済の場合は、次期の財政再

計算期は来年四月でありまして、今現時点で、改正措置を踏まえた再計算の準備をしているところでございますので、この段階で明確な将来見通しがまだ出ておりません。

前回、平成六年に、財政再計算、将来見直しを行っております。その場合での計算では、加入者が一定であるという前提でございますが、五年ごとに一・七%ずつ掛金率を上げていきますと、平成五十七年には二八・七%を頂点といたしまして安定的な財政運営ができる、こういうふうな見込みになっておるといふことでございます。

○肥田委員 次に参ります。現在、育児休業期間中の共済年金保険料は、加入者負担だけが免除されております。今回の改正で事業主負担も免除されるわけですが、免除措置の恩恵を受けている加入者数を教えてください。

○河村政務次官 現時点で、平成十年度において育児休業をして掛金免除の適用を受けている方が、大学の千三百二十人を初めといたしまして、高校が四百七十七人等々、二千六百五十人いらっしゃいます。

○肥田委員 それでは、免除されている保険料はどのくらいですか。

○河村政務次官 保険料は二億五千二百万円、一人当たり平均九万五千円でございます。

○肥田委員 保険料免除措置の導入前と比べて、育児休業の取得効果は上がっていると認識されますか。

○河村政務次官 私は上がっていると認めておりますが、育児休業をとっていただくことはもともと奨励していいことだと思っておりますし、この育児休業というのは男性もとっていいことになっておりまして、この中に六名いらっしゃるといふことでございます。

○肥田委員 平成十年度の学校教職員統計調査の中間報告によれば、私立幼稚園の三十歳未満の教職員の離職者数は九千四百五十五人です。国公私立幼稚園全体の全離職者数は一万二千三百五十四

人。ですから、この中で大半を占めているのが私立幼稚園の離職者数なのです。しかも、これはまさに若い人たちに集中しているわけですね。退職者の退職理由は、病気とか転職は少なく、七千八百九十九人が「その他」となっているのですが、この「その他」というのは何を指しているとお考えですか。

○河村政務次官 「その他」という欄は、自己都合、結婚、出産ということになっておるようでございますので、その部分だろうと思っておりますが、若い方ということになると、結婚、出産というケースもあるのかなと。

ただ、残念ながら、これを特定した統計がまだとれていない。非常に個人的なことでもありますが、特定ができていないということでございます。想像いたしますのに、結婚、出産が多いのじゃないか、このように思います。

○肥田委員 今、政務次官がおっしゃいましたように、結婚、出産が多いことになりました。育児休業制度はその真価を發揮して見なければいけないと思うのです。育児休業をとりにくい職場環境にあるのじゃないか、そういうことも考えられるわけですが、若い教員たちが結婚しても出産しても気安く育児休業がとれるように、代替教員の確保とか育児休業期間中の給与の一部の支給など、総合的な対策がまだ必要ではないかと思うのですけれども、政務次官、どうお考えになりますか。

○河村政務次官 女子教職員が出産する場合、代替教員を採用する等の施策を講ずる、これは義務教育段階の国公立学校においては完全に定着しているところですね。

幼稚園についても、国公立については、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律というのがございまして、この第三条でもって、女子教職員の産前産後の休業期間についても補助教職員を臨時的に任用すると義務づけられておりますが、私立の幼稚園においては、これは私学の経営上の自主的な判断であるから、同法の五

条において、努力義務、こうなっております。この格差がこのような大きな乖離になって出るとすれば、これはやはりもうちょっと考える必要があるのではないかと、こういうふうな思いをいたしております。

ただ、これは予算面等々でもこういうことを前提とした予算措置はいたしておるのであります。これはまだ十分でないということであれば、もっと考える必要があるというふうな感じしております。

○肥田委員 今政務次官がおっしゃったこと、まさにそうだと思うのです。努力義務だけでは恐らく育児休業制度の真の価値が發揮できないと思うのですが、政務次官のお答えを聞いていらして、大臣、いかがお感じになりますか。

○中曾根國務大臣 今政務次官が御答弁いたしましたように、私立学校に關しましては各私立学校がそれぞれの状況に応じて自主的に判断すべきもの、私もそういうふうな思っております。努力義務を今は規定するにとどめておるところでございます。

臨時的に採用される教職員も含めまして、私立の幼稚園の教職員人件費につきましては経常費補助を行っているところでございます。そこは十分かどうかという御議論はあろうかと思っております。そういう点も十分に検討しなければならぬと思っております。

○肥田委員 大臣に伺いますと少しトーンが下がったような感じがいたしますけれども、ぜひこの点、よろしく願います。といひますのは、大半の人々がやはり結婚、出産でおやめになるといふ、これはやはりこの制度が生きていないという大きな証左だと思っております。ぜひ大臣、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それから、今回の年金制度改正は、将来人口の中位推計をしたものに基づいておると聞いておりますけれども、少子社会はまさに人口が減少する社会であります。私学共済加入者が総人口と同率で減少するとした場合、保険料の将来見直しはど

うなりますのでしようか。

○河村政務次官 先ほどちよつと申し上げたわけでございますが、これは平成六年の財政再計算時のもので、現時点の試算はまだできておりませんけれども、今御指摘のように、人口減と同様に下がっていくのだと。先ほどはある程度一定の水準の加入者があるということでしたが、これを機械的に加入者が減少していく、加入者数最大減少モデルによる将来見通しの試算も行ってあります。

これによりまして、加入者数は将来、平成七十二年には現在の半数になるという極端なモデルであるわけでございます。日本の人口は百年後半分になるとも言われていますが、それに近い数であります。これにおきましても、五年ごとに二・七%ずつ掛金率を引き上げることによりまして、平成四十七年度の掛金率はその場合三・四・三%、先ほどのベースの場合二・八・七%。これは少し高くなります。なりませんが、これをピークといたしまして、制度の維持は可能であるという試算になっております。

○肥田委員 平成八年三月八日の閣議決定で、「財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の標準化を図ること」を基本とするとしておられます。これは各制度に共通している部分は一括になつてやっていたらどうかということだと思ふのですが、将来的な公的年金制度は、公務員系統とか民間系統とかに整理されることもあり得るわけですね。年金制度の一元化に当たって、私学共済はどのような立場をとられるおつもりですか。

○中曾根国務大臣 先ほどから御議論ありますように、私学共済は、他の年金制度に比べて成熱度が非常に低い、大変健全な形になっております。しかし、今後、他の年金制度と同様に、年金受給者が増加するとともに児童生徒数が減少するということによりまして、私学の教職員数への影響もありまして、徐々に成熱度が高くなっていくもの、そういうふうな思われております。

したがって、文部省といたしましては、成熱度や財政状況などにつきまして、財政再計算時

ごとにそれらの将来見通しを分析して、年金制度としての安定性を検証しながら、公的年金制度の再編成という大きな課題に適切に対処していきたい、そういうふうな考えております。

○肥田委員 要するに、公務員系統とか民間系統とかに分かれる場合には、もちろん——今ちよつと具体的にどうなるかという道筋がつかめなかつたのですが、まだそこまではお答えいただけないでしょうか。

○中曾根国務大臣 今申し上げましたように、公的年金制度の再編成という大きな流れがあるわけでございます。そういう中で、その時点で適切に対応していきたいということでございます。

○肥田委員 社会保障制度審議会の答申は、「将来にわたる年金財政の分析及びそれを踏まえた財政状況に関する幅広い情報公開を強く求めたい」と述べていますが、この情報公開の要請をどのように受けとめていらっしゃるでしょうか。

○中曾根国務大臣 年金財政の情報公開につきましては、国民の皆さんの理解を得るという意味におきまして、大変重要でございます。

私学共済につきましては、基本的には日本私立学校振興・共済事業団法に基づきまして、財務諸表を官報に公告するとともに、財務諸表等を事務所に備え置いて、一般の閲覧に供しているというところでございます。また、事業団の広報誌等におきましても、毎年度の決算における収支状況等や、それから年金財政の再計算における将来見通し等につきまして、全ての加入者また学校法人に対して周知を行っているところでございまして、今後も積極的に情報公開に努めてまいりたい、そういうふうな思っております。

○肥田委員 我が国の教育は、幼稚園も含めまして、私立に依存する率が大変高いわけですね。私学助成金とか地方交付税措置が減少すれば、教育システムに重大な影響が出てまいります。現在、私立幼稚園に対して、経常費助成として、三歳児就園促進助成、それから預かり保育補助があります。しかしなお、公立幼稚園と私立幼稚園では保護者

の負担に二倍以上の開きがあるとされております。幼稚園就園奨励費につきまして、もっと手厚い補助をすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○河村政務次官 肥田委員御指摘のとおりでございます。現実には八割を超える園児を私立幼稚園が預かっておりますので、この格差をできるだけ正していくということは私も必要なことだといふふうに思っております。そういう観点から、入園料と保育料の一部を助成する幼稚園の就園奨励費の制度を進めてきておるところでございます。

平成十一年度予算においても、私立幼稚園に係る減免、いわゆる給付、これを引き上げて、また平成十二年度におきましても、その増額をお願い申し上げている、こういう状況でございます。これからの幼稚園就園奨励費の補助金の充実に努めていかなければいかぬ、このように思っております。

○肥田委員 これはお母さん方のかかなり切実なる願ひでありまして、大臣、ぜひこのところを重点的に少し研究してほしいと思うのですけれども、いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 私立幼稚園の就園奨励費につきましては、今政務次官から答弁したとおりであります。私自身も非常に大事なことと思っております。この制度につきましてはさらにもう努力をしていくべきだ、そういうふうな思っております。

○肥田委員 次に、退職みなし措置と一部支給停止の効果について伺いたいと思ひます。

現在、退職みなし措置は六十五歳から適用されておりますけれども、私学共済の退職みなし措置を受けている加入者はどのくらいの人数ですか。

○河村政務次官 現時点、平成十年度末現在であります。六十五歳以上の私学共済の加入者は約二万六千人おられます。

○肥田委員 今回の改正で退職みなし措置は七十歳から適用されることになりましたが、この措置でどのくらいの規模の年金支給額が抑制されると推

定されておりますか。

○河村政務次官 これによりまして、七十歳からということになります。平成十年度ベースでまいりまして、年間約四十億円の給付額が減少するという見込みであります。

○肥田委員 その四十億円という推定金額は、私学共済の年金財源全体に大きな影響を与えるほどのものだとお考えですか。

○河村政務次官 全体の数字からいって、大きな影響ということにはならないと思ひます。しかし、これが将来の年金形成の上では意味がある、こう思っております。

これは、厚生年金全体の流れの中でこの制度を導入したものでございまして、このことによつて将来は年金の留保ができるという意味では大きいといふふうに思っております。

○肥田委員 六十五歳以上七十歳未満の加入者に支給する年金の一部支給停止措置というものがございまして。この措置は、現在、標準給付月額が四十四万円以上の場合に適用されておりますが、この措置によつて抑制される年金額は、私学共済の年金財源全体に比べてどのくらいの割合になりますか。

○河村政務次官 今おっしゃったことは個人ベースの話でしょうか、私学共済の個人の。——全体はちよつと集計がございせんので、ちよつと個人ベースで申し上げてみたいと思ひます。

今、例えば厚生年金相当部分の年金月額が十五万円、それから標準給付月額が五十万円という方について、基礎年金も含めた月収総額を見ますと、現行ベースは七十一万二千円、それから改正案ベースでは六十五歳以上七十歳未満の間は五十七万七千円ですから、十三万四千円の減少ということになるわけでありまして、これが個人ベース全体の数字は持つておりませんので、申しわけございません。

○肥田委員 今政務次官がおっしゃってくださったのは、四十四万円以上の場合の停止措置ですね。では次に、三十七万円以上に変更した場合には

どのぐらになりますか。

○河村政務次官 失礼しました。今御指摘あった、四十四万を三十七万円にした場合の数字を申し上げたわけです。

○肥田委員 先ほど同僚の栗原議員からもございましたけれども、やはりこれは、子供の時代から年金制度につきましてもきちんと教えていく必要があると思うのです。先ほど大臣も、積極的にというふうにお答えをなさっていらつしやいましたけれども、もう一つちょっと提案したいと思うのです。

これは、またかと思われるかもしれませんが、学校図書館の充実です。子供たちは絵で見る本が好きなんです。ですから、学校図書館を充実して、例えば、年金でありますとかそれから介護の制度の問題でありますとか、それを絵で見るとなると、子供たちが自然に手にとるようにすることも一つの方法かと思うのですけれども、政務次官、どうお考えですか。

○河村政務次官 大変有意義な御指摘だと思います。小さいときからそういうことを視覚の中で覚えていく、頭の中に入れていくということは大事だろうと思っておりますので、今後、子ども図書館等の充実の中でそういう絵本もつくっていただく。みんなで助け合っていくという形、そういうものを本の中で視覚に訴えるような措置というものはぜひ取り上げていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○肥田委員 そうおっしゃっていただきますと、今度は購入する本代が必要なんです。ですから、ぜひ、交付税で百六億も文部省は要求してくださっているんですから、百六億がそういう子供たちの本に行くようにお願い申し上げたいと思っております。いかがですか。

○河村政務次官 前にも一度そのことで委員に御答弁申し上げたと思います。その百億円余りのお金が本当にうまくそういうことにきちっと使われているかという点、どうも若干、各地方自治体等の受け入れ等にも問題があるような指摘もござい

ますので、そのことも再調査して、そういうことがきちっとなされるようにしていかなきやいかぬ、こういうふうにご感じしております。

○肥田委員 大臣、それから政務次官の御答弁を聞いておきますと、やはり今回の年金の問題は雇用と年金の接続が不十分だなどという実感がございまして、年金の支給開始年齢を引き上げること、やはり国民の将来不安を高めるのじやないかというふうにご感じします。

それで、やはり少子化対策それから高齢者の雇用の環境整備、これが同時進行的に、かなり大きなウエートを占めて必要だと思っておりますけれども、最後に大臣にお伺いします。

私は、賃金スライドを維持すべきだと思っておりますし、基礎年金は税方式へ転換すべきだと考えております。まあ、これを申し上げても、大臣は今の段階で、そうですねとおっしゃるはずはないんですが、大臣個人としては、近い将来おもしろいになるわけですから、こういう年金の制度の審議の仕方というか進め方で本当に不安がないと思われませんか。

○中曾根国務大臣 私も自分のこととして真剣に考えなければいけない、そういうふうにご思っております。

少子化対策、それから高齢者の雇用対策等いろいろやるべきことはあるかと思っておりますが、やはり、長寿社会になりましたも働く場所がある、そして、昔に比べて皆さんお元気なんです。そういう方々がまた生きがいを持って働けるような、そういう対策にも力を入れていくべきではないか、そういうふうにご思っております。

○肥田委員 ありがとうございます。終わります。

○鈴木委員長 次に、山元勉君。

○山元委員 民主党の山元でございます。今も大臣のお話を伺っていただけませんが、年金問題について少し注文申し上げておきたいんです。今、与党の一部から修正案が出ていることについて、三党で話し合っており、こういう御答弁で

た。私学の教職員の皆さんが聞いたら、何だ、頼りないな、しつかりと我々の生活に責任を持ってもらいたい。私も、けさその修正案について聞きましたけれども、やはり私学を主管する文部大臣として、これから私学の皆さんが安心できるようなものをつくって出していただきたいというふうにご思っています。

今後、私どもとしては、私立学校がその特色を生かしながら個性的な教育研究がどんどんできるように、私学振興につきましてもいろいろな諸施策を講じていきたい、そういうふうにご思っております。

年金については同僚の肥田議員が今申し上げましたから、私は、そういう私学、私立学校で働く皆さんの今の状況について文部省の考えを聞かせていただきたいというふうにご思っています。

○山元委員 政務次官は。河村政務次官 今大臣がお答えになりましたこととほとんど尽きておるというふうにも感じておりますけれども、これからの少子化社会を迎えて私学は本当にやっつけていけるのか、実はこういう指摘もあるわけでございます。

私立学校が日本の教育で占めている役割というのは大変大きい、これも共通の認識です。例えば、大学も幼稚園も生徒数の八割を占めている。高等学校で三割ですけれども、幼稚園で八割、大学で八割という、日本の教育に果たしている私学の役割というのは大変大きいというふうに思うのです。今、国際化だとかあるいは少子化、情報化、さらには教育改革が進められている。そういう中で、私学をどう考えるか、どういうふうにご発展させていくかということ、日本の将来を左右する、こういうふうにご思っています。

現実、大学あたりはまだ新設の要請も出ておりますから、相当個性を持ったといえますが、それぞれ私学は知恵を出し合って教育をやっている必要が出てくる。今までも同じような考え方はなかなか学生も集まらないだろうと思っております。また、いわゆる専修学校とかそういう実学へかなり向かう傾向もございまして。そういうものともうまくタイアップをしながら私学を経営していくということが、特に高等教育になるほど重要になってくるのではないかと、このように感じております。

まず、その私学が果たしている役割について、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○山元委員 私は、河村次官が次官となられたときに、思い出して、本棚から河村先生の本を引っ張り出してきました。考えてみますと、大臣も次官も慶応、委員長は早稲田、まさに私立の雄が並んでいらつしやるわけですけれども、この河村先生のの本の中にも、「慶應義塾は私学中の私学ということ、建学の精神がいまも息づいている学校だと我々卒業生も胸を張っていえます。」という冒頭に出てきているわけなんです。

最近、児童生徒数が減少してきておるわけでございますけれども、そういうことから、私学を取り巻く環境も厳しい状況になっておると思っております。私立学校は、そういうような環境の中でおお一層改善をしていく、あるいは経営基盤の強化を図っていく、そういうことを行いながら社会のニーズに適切に対応していくことが求められております。

私は、この本をずっとまた改めて読み返してまして、高い見識をさすがお持ちだということに思いました。しかし、この建学の精神というのは、慶応だけではなしに、すべての私学がお持ちだということに思っています。物をつくるときに隆国の精神という言葉がありますけれども、学校経営というのはいかにやっつけてやろうかということではないかと思っております。

ですから、それぞれの建学の精神があり、立派な工夫を今しているわけですが、そういう中で今、私学は、さつき大臣も少し、少子化の中で厳しい状況、環境がある、こうおっしゃいました。今、行政として、政治として、私学について持たなければならぬ課題意識、とりわけ言うとうとういうことなんだというふうには文部省はお考えでしょうか、大臣。

○中曾根国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたけれども、少子化社会に向かう中で学校経営は非常に厳しくなる、そういうふうにも思っております。経営基盤をしっかりとするとすることが一つであろうと思えますし、それから、学校それぞれが今まで以上に学校の特色を出していくということも大事なことでないか、そういうふうにも思っております。

○山元委員 政務次官、どうぞ。

○河村政務次官 御案内のように国立大学においても独立行政法人化の方向というのを打ち出されて、これから、私学そして公立、こういうものが競争関係に入っていく、こう言われておりますし、またそういう方向の流れになっていくだろうというふうには私は思っております。

そこで、国として、文部省として私学をどのようにならしていかたいかということ、これは、御案内のように私学振興助成法も用いまして私学助成については国もやれるだけのことにはやるといふ方向で今進んでおられるわけですが、それが果たして今の時点で十分であるかという議論が、私にはあると思えます。私学振興助成法の精神が今の政策の中で本当に生かされておるか、これは私は今後検討していく必要があるだろうというふうには思っています。特に私学へ子供をやっておられる父兄の負担の問題等々も、当然それは出てくるわけですが、この格差をどうするかというふうな問題も、文部省側としては常に頭に置いておかなければいけない課題であるというふうには認識をいたしております。

ただ、それによって私学がこれまでやってきた

ことが、余りいろいろな文部省側の助成によって、まさに護送船団方式といえますか、そういう形になっては建学のよさが失われるという点もありませんので、その辺の線引きをこれからどういうふうにかえていくかということも踏まえて、さはさりながら、私学振興の基本的な認識というのには私学振興助成法にある、私はこう思っておりますので、その精神をこれからも文部省としては貫いていく、こういうことになるだろうと思えます。

〔委員長退席、栗原(裕)委員長代理着席〕

○山元委員 幾つかの課題がありますけれども、今も重ねて出てきました少子化の問題、もう緊急に政策の中にきちっと位置づけて対応していかなくやならぬ問題だということに思っています。

ことしの大学志望者、私立では三十一万人減っている。去年から比べると、九・一％ですか、九％私立大学志望者が減っているというのです。これは、学校の教育環境あるいは経営条件ということであろうと大変な問題だと思っております。例えば、売り上げが九・一％減る、これは大変なことだ、これは年間を通じてです。

ですから、国立の方も減る。けれども、私立の方がなお激しくて三十一万人、九・一％減る。このことについてはやはりきちっと対応しなきゃならぬと思えますし、私は、逆手にとつて、今が教育条件をよくするチャンスだということに、今がやるべきだと思っております。後で申し上げますけれども、長い間、学級規模がどうしても縮小できないという状況の中にあります。例えばそういうことで、この教育条件をセーブするチャンスとらえて積極的な対応をしていただきたいというふうには思っています。

それから、今の景気の状態からいって、今お話にはありませんでしたけれども、授業料が払えない子供がふえてきています。ことしでいうと、授業料が払えないからここで退学せざるを得ないという子供が二千人を優に超えている、こういうふうには聞いています。この子供たちの将来のことを考

えると、あるいは日々の暮らしのことを考えると、本当に暗たんたる思いがするわけですね。今度予算を要求していらっしゃるようですね。けれども、ぜひこれは急いで対応しなければ、子供の教育なり子供の成長というものは、ちょっと待って、あるいはねじを巻き戻そうということにはならないものですから。

高校で中退をする二千人の子供、おとしです。文部省の集計でも千六百人、二百人ずつどんどんふえていっている。昨今の状況から見ると、二千人は優に超えているという状況だと思っております。そのことについては、やはり課題意識をしっかりと持ちたいということをお願いいたします。

それからもう一つ、課題意識として持っていたきたいのは校舎です。

例えば私の出身は、さつきの私立と違って、国立ですけれども、気がついたら、ずっと長い間ブレハブの大学教室が四つもあって、今度文部省にやいやい言ってお願いをしているんですけれども、国立においてもそういうことです。私学がどういうふうに対応しているかということにはよく言われることでありますが、これはやはりしっかりと課題意識を持っていただきたいというふうには思っております。

私は、少子化の問題と授業料が納められない子供と、あるいは老朽屋と言ってもいいのでしょうか、そういう校舎の実態というのは、文部省として今急いでいただかなきゃならぬ具体的な課題の例だということに思いますが、いかがですか。

○河村政務次官 今日経済情勢の中で、授業料が払えない、授業料のために学校をやめなきゃいけないという生徒がいらっしゃるという状況、これは非常に重要な問題だと考えております。やはりこれは、臨時の特別給付金制度等々に対応をいたしております。さらに、経常費補助の中の私学助成の充実の中でこのことについては増額分をもって今要求をしておるということでございます。

それから、老朽化の問題は御指摘のとおりでありまして、国立大学の校舎等の老朽化、特に教室内部等の整備、これは大きな問題で、まだ学校全体の四割が老朽化という問題がございます。

今回の補正予算にもそれをかなり織り込んでやっておりますが、年次計画を立ててこの老朽化対策には取り組んでいきたいと思います。今、世界競争の中で大学の間の世界競争という話もあります。これが世界に冠たる日本の大学かと言われたときに恥ずかしい現状があることは、文部省としても承知をいたしております。これは急がなきゃいかぬ、このように思っております。

○山元委員 しかし、これは水を差すようですけれども、この国会の最初に小淵総理が所信表明演説をしまして、私もずっと聞かせていただいていたのですけれども、教育の問題に触れられませんでした。

「国家の基本は人であり、教育は国家百年の計の礎を築くものであり、新しい世紀の到来を前に、取り組むべき最重要課題として対応してまいります」と。最重要課題の一つとは言わないで、最重要課題であります。こうトツプに置いてあるんです。けれども、考えてみたら、今読んだのは十五秒ですよ。七十秒ないんです。最重要課題、教育とふつと思つたら終わつてしまつて、十五秒で終わつてしまつた。これは私は全然期待ができぬという感じがしたのですよ。

具体的に今政務次官がおっしゃったように、子供が不況の中で、少子化の中でどういう状況にあるかということ、あるいは先進諸国に比べてどうだということ、もう十秒でも二十秒でも言つてくれたら具体的に期待ができたけれども、最重要課題でありますということだけで終わつてしまつて、後が心配なわけです。

ですから、少し具体的に申し上げますけれども、ことしの概算要求、あすから審議に入るようですねけれども、文部省としては、目玉と申すのはおかしいけれども、力を入れてこれだけはというの、どういふものなのか。その中に私学の何が入っているのか。にわかな質問で申しわけないですけれども、

ども、どういふものをお考えになつていますか。

(栗原(裕)委員長代理退席、委員長着席)
○河村政務次官 今、概算要求とおっしゃいましたが、むしろ当面今急いでおりますのは二次補正ではないかと思うのです。

二次補正全体で、文部省としては四千億を要求したわけですが、三千億近い二千七百八十九億、これは我々、予想以上の結果といえますが、大体内示的なものをいたしておきます。その中で、やはりこれからの先端的かつ創造的な学術研究といえますか、先を見たい研究をやつていかなきゃいかぬだろうということで、このことに一千八百五十一億円という、半分以上を占めております。

その中に、先ほどちよつと御指摘がありました、国立大学の拠点整備というのが入つておりましたが、バイオ、生命科学等々、そうしたものの、あるいはまた私学等においても、先端的な学術をやつていふ私学についてはその事業を助成するといふような形、それから、科研費についても思い切つた助成をするということの中に織り込めておきます。

それからさらに、文部省としては教育の情報化を進めなきゃならぬということでございまして、これは郵政省との協力で、一体となりまして、いわゆる公立小中学校のコンピュータ教室をさらに整備をして、二〇〇五年までにはアメリカに追いつくという方向を今打ち立てておりますから、それに向けて急がなきゃなりません。

それから少子化対策でございしますが、特に奨学金の充実ということで、これは特に、先ほど御指摘ございました家計急変ですね、この方々に対しては緊急の奨学金を差し上げること、五十一億円用意をさせていただいております。

そういうところが、特に今回の補正予算の目玉として進めておるところでございします。

○山元委員 その関連で、私立学校振興助成法の問題についてお尋ねをしたいと思います、この助成法は四条で、経常的経費の補助は二分の一を限度

とする、こう書いてあるわけですね。今大学と高校以下とでは実はいくらになつていましてか。

○河村政務次官 実、法律ができた当時は、全体の大学の経営費というのでも低かつたわけであり、助成金は一時三〇%近くまで伸びたわけであり、その後、伸びがとまりまして、現在一〇%ぐらいに落ちています。そして高等学校については、もちろん国の直接の補助金というのには八%ぐらいありますが、交付税が入つておりました、そうすると、全体で高等学校は三〇%になっておきます。

ただ五〇%にしなければいけないということではなくて、それを目指してということであり、私がかねて党の方の文教政策の責任者の一人としても強く訴えてきたところで、私学振興助成法の精神からかなり乖離している現状がある、こういうふうな訴えておきます。

ただ、これが、五〇%というのは、それを超えるということになると、私学の自主性といふか、そういうものが損なわれるのではないかと、そういうものから、それが目標になると私学は思いますが、現実には確かに、山元委員も憂えておられるとおり、その精神がかなり形骸化しているといふふうな自覚を私も持つておきます。

○山元委員 大臣や政務次官に族議員になれというふうなことは言いませんけれども、法は、昭和五十年、一九七五年に、二分の一とする論議をして、その後改正のたびにこのことについては論議をされてきた。そして、それは、今二分の一を目標とおっしゃいましたけれども、多い方がいといふ、あるいはそういうことを考えなければ私学というのには成り立つていかなないという認識もみんなにあつて、もう一つは、公立と私立との格差を埋めていかなければいけないという思いもあつて、そして、だがしかし、上限は五〇%だよ、

こういうことだと思つておきます。

ですから、一二%というのは、この法の精神からいって、憲法と比べていろいろ言う人もありま

すけれども、やはり今の日本で私立学校が果たしている役割を考えると、あるいは大きな転換期といえますか、設備も必要になつているときに、この五〇%というのは単なる目標、あるいは超えてはいけない線、単なる線ということではなしに、やはり多くという要求もあるし、必要もあるということについてきちつと認識をして、文部省として努力をしていただきたいというふうな思いがあります。そうでないと、今のいろいろな条件からいって、私学というのは経営的にも、あるいは教育条件的にも大変しんどいことになつていっているということ、御努力をいただきたいと思つておきます。

そして、高校以下は三〇%、それで国からは八%だと。都道府県がそれぞれ努力をしていくわけですね。その努力の中で、交付税の算定基準が今は生徒数割りになつていっているわけですが、そうすると、少子化になつてくると、希望者が、学生が少なくなつてくると補助金はほとんど減つてしまふ。そうしたら校舎をちよつとずつ削つたらいいのかわいたら、そうはならないわけですから。

あるいは、先ほども言いましたように、今は私学を充実するチャンスと見るべきだということ、交付税を削減するということについては、やはり問題がある時期に来ていふと思つておきます。

ですから、そこところはぜひ工夫をしていただきたい。これは一人当たり二十万円とか、そういう大きい金ですから大変ですけども、ぜひ工夫をしていただきたいというふうな思いはありますが、いかがですか。

○河村政務次官 御指摘のとおり、生徒が減つてまいりましたら、当然そうした交付金、補助金が減つていくということに、単純に考えればなるわけでございます。

ただ、各高等学校等々は定員というのを持つておられるわけですが、やはりこれが基準になるわけですね。だから、定員割れというようになつてくるとそういう問題も出てくると思つておきます、私学が、それぞれユニークな学校

経営をされて、公立に負けないだけの整備をされて、定数を確保されておれば、そういう問題は起きないわけでございます。

そういう問題もこれから出てくるだろう、御指摘のような問題は当然頭の中に入れておかなければいかぬというふうな思いはあります。

○山元委員 だから、そこが問題なんですよ。

例えば、私学が、今までは四十五人だったけれども四十人にしよう、四十人だったけれども三十五人にしようという努力をすれば、補助金が減つてくるわけでしょう。ですから、そのところは、単価のアップと、例えば学校の頭割りのものがどれだけとか、そういう工夫ができないと、そういう努力をすれば、あるいは少子化が進んでくると、あるいは定員割れをすれば、補助金が減つてしまつて学校の維持が大変難しくなる。こういう点について着目をして、御努力を、工夫をお願いしたいというふうな思いはあります。

そして、そういう意味でいうと、大きな役割を果たしていただかなければならぬのは、去年統合いたしました私立学校振興・共済事業団ですね。あの特殊法人が大きな役割を果たしているのだからと思つておきます。国から出たものをどういふふうに割り振るかという仕事をしてくるのだから、いふふうには、単純に思つていられない。そのときに、やはり一番現場の痛切な声を直接的にまず聞くのは、もつとちよつとよだと言われるのはこの事業団だろうというふうな思ふんですね。ですから、このところは、公正でなければいけません。もちろんですけども、効率的でなければいけないし、そういう現場の声をきつと政策に、あるいは予算等に反映していくような役割を果たしてほしい、これは期待だけ申し上げておきたいと思つておきます。

時間が余りありませんので、今の点については文部省所管としてぜひ努力をしていただきたいというふうな思いはあります。

次に、最後は学級編制基準の問題です。焦点を私立の高等学校に当てますと、現状、高等学校の

学級編制基準という実態はどうなっているんでしようか。

○中曾根国務大臣 高等学校の設置基準では、第七条で「一学級の生徒数は、四十人以下とする。但し、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。」としておりまして、この規定は私立学校にも適用されるわけでございます。

このただし書きの特別の事由といたしましては、私立学校の場合には、平成元年度までの生徒急増期におきまして、公私協調の立場から多数の生徒を私立学校が受け入れましたけれども、その後経営上の問題等から引き続き入学者が過大となつて、そういうような場合、それからもう一点は、入試におきまして、合格者数のうち、どの程度入学するかの子測に見誤りがあった場合、そういうことが考えられるわけでございます。

このように、私立学校等につきまして四十人を超える特別の事由が生じ得ることを考慮して、現在の高等学校設置基準の規定が定められておるわけでございます。

○山元委員 聞くと、今私立高校で四十人以下学級というのをおよそ五六%、あとの三四%は四十人を超えているというんですね。こういう状況というの、日本の教育としてはやはり大変しんどい部分だというふうに思っています。

ですから、この設置基準は昭和二十三年文部省令第一号、途中で改正はされましたけれども、この四十人学級というのをしっかりと見直す。今度、去年ですか、文部省に教職員の配置等に関する協力者会議ができました。私はここで、私学にもしっかりと焦点を当てて、古い、四十人以下とする、特別な場合はこうしても構わないというふうなことに、きつちりとすべきだというふうなふうに思っています。

大学は世界に比べて負けないように言うけれども、その前の段階、高校で四十人以上の学級がごろごろあるというふうな状況というのは、文部省はどうお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 私立高等学校におきます一学

級当たりの平均生徒数は、委員御案内のとおり、平成十年度で三十九人、全学級のうち、四十人以下の学級の割合は五二・二%となっております。文部省では、これまで所管庁であります各都道府県に對しまして、私立高校の四十人学級編制の推進を要請するとともに、平成七年度より三カ年計画で、四十人学級編制推進に係る助成措置を実施する都道府県に對しまして、経常費助成の中で補助を行ってきたところでございます。

今後とも、私立高校における四十人学級編制の推進がなされるように、所管庁であります都道府県に對して要請をしまいたい、そういうふうな思っております。

○山元委員 もう一昨年になるんですか、河村政務次官も一緒に、ヨーロッパ五カ国を回って、それぞれ教育事情を訪ねて回りました。四十人というふうな法律を持っているところは、どこにもなかったですね。

中教審答申も、九六年のときも、去年九八年のときも、これは改善をすべきだという答申を出しています。特に私学の現状というのは、思い切つて改善をするという英断が必要なのだろうというふうに思っています。具体的に言えば、この標準基準を改正することだというふうに思っています。

私も民主党は、参議院に現在、三十人以下学級という議員立法を出しています。三十人以下学級というのは時代の要請でもあるし、流れだというふうに思っています。

イギリスでブレア政権が、九七年にできたときに、ブレアが小学校の低学年は三十人以下にするという大演説をした。クリントンも去年の年頭教育演説で、十八人学級を実現したい、百二十億ドルの財政措置を講ずるといふことを提案した。新任教員十万人採用と、思い切つたことをやっていくわけですね。十八人だとあるは三十人だとかいうことをどんどん先進国は挙げていくわけですから、私は、日本の場合も、こういう状況を何とかして改善をするために、今、皆さんが大きな英断を出していただきたいというふうに思

うんです。

有馬文部大臣のときに、この協力者会議というのはできたんです。そのときに、今ここにいらつしやらない人についてとやかく言うつもりはありませぬけれども、それをつくつたときに、有馬さんは、私の前の質問にも答えられたのですが、先生一人当たりの子供の数でいうたらヨーロッパに負けへんのや、こうおっしゃつた。違う。学校の設置の仕方が違うわけですから。ですから一面で、やはり三十人以下学級にするのだというふうにしなればいけない状況になっているのだからと思

時間が来ましたから何ですけれども、もう一つだけ言いますと、この間、都道府県で弾力的に運用してよろしい、こういうものを出されました。私学はやはりやうがないじゃないですか。

私はいつも言っているんですけれども、一つの市の中で、この学校は規模が適正で安定している、ここは非常に荒れている、だから来年はこのところは三十五人にすればいい、ここは四十五人で我慢してくれと教育長が言つたら、校長や職員が皆、わかつた、うちは四十五人で頑張ろう、あそこは三十五人に教員を配置せよという、弾力運用はありです。

私学はできぬじゃないですか。私学は個々の学校ですから、隣の学校と弾力運用をしようというやうなことはできぬわけですから。学校の中で、一年生はどうだから、二年生はどうだからというの、できるかもしれないけれども、そうでないわけですから。

私は、私学だけにこだわらません。私たちは、全部の日本の学校というのは三十人以下だ、そして行き届いた教育をしよう。金融安定のために銀行に何兆円という金をどかんと出す力がある日本です。ですから、今の時代に三十人学級、高校の皆さんはせめて三十五人というのを叫んでい

らっしゃいますけれども、そういうことができる力があるし、しなやかならぬだろうと私は思う。そういう認識に大臣と次官に立っていただいで、

努力をしてほしい、頑張つていただきたいのですが、決意を聞かせていただきたいと思

○河村政務次官 大臣は最後にお答えに思っています。

御指摘の点は、私もかねてそういう主張もしてきたところでございますし、その現実に近づけていく努力は続けなきゃいかぬというふうに思っております。

低学年それから高学年にいくに従つて、教室の体系もそれぞれ変わってくるだろうと思つて、特に義務教育段階では、やはり先生一人が目の行き届く中でやつていく方向、それから高学年になつていきますと、そういうこともあるし、習熟度別というふうなことももうちよつと考えて編成をしていただく必要があるのじゃないか、こう思っています。

私学は、私学それぞれの法人が独立して、独立採算の中で頑張つておられるわけでありまして、それができるだけうまく機能するようにということとは当然文部省としても目配りをしていかなければいかぬことだと思つています。理想に向かつて文部省としても努力していかなければならぬ、こういうふうな感じております。

○中曾根国務大臣 学級編制につきましては、昨年九月の中央教育審議会答申におきまして、今委員からいろいろ御指摘がございましたけれども、教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に近づけること、それからもう一点は、弾力的な学級編制ができるよう必要な法的整備を図ること、さらに、学校の実態に応じた指導が可能となるよう、教職員配置をより弾力的に運用できるようにすること、そういうふうな学級編制のあり方、また教職員配置につきまして幅広く御提言をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、文部省といたしましては、今後の教職員配置のあり方やあるいは学級編制のあり方等について検討いただくために、昨年の十月に、学識経験者の皆さんから構成されております教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者

会議を發足させたところでございます。

この会議におきましては、中教審の提言内容を基本といたしまして、また諸外国の実態も参考といたしまして、新しい教育課程と指導方法の多様化など、学校教育上の諸課題に対応する教職員配置と定数のあり方、また学級規模及び学習集団のあり方について議論を重ねるところでございます。

この協力者会議の報告を踏まえまして、平成十三年度から新たな施策に着手したい、そういうふうにご考えておきまして、報告につきましてもそれに間に合うようにお示しただければと、今そういうふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○山元委員 ありがとうございます。
どうぞ、その協力者会議に文部省の積極的な思いが伝わるように努力をしていただきたい。今の決意というのは少し声が小さかったような感じがするわけで、ぜひ頑張ってください。お願いをして、終わります。

ありがとうございます。

○鈴木委員 次は、石井郁子さん。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子でございます。

今回の年金制度改定は、退職年金の支給開始年齢を六十五歳に引き上げる、六十五歳以降の年金について賃金スライドを凍結するなど、高齢者の生活保障への国の責務を大きく後退させるものです。今、若い世代からさえも、老後の不安を感じるといふ声をたくさん聞くわけでありまして、これでは、国民の将来への不安が一層募り、消費の冷え込みによる深刻な不況をさらに悪化させかねません。

私も、こうした年金制度改定には反対であります。このことを初めに表明いたしました。一点、具体的にお聞きをしたいと思っております。

退職年金の支給開始年齢の引き上げでございますけれども、二〇二二年度から段階的に退職共済年金の支給開始年齢を引き上げる、二〇二五年度

には六十五歳にするという内容となっているわけですが、私学の定年の実態について、手短かにちよつとお知らせください。

○本間政府参考人 たいはい、私立学校教職員の定年の実情についてのお尋ねでございます。

若干資料的には古うございますけれども、平成四年にアンケート調査を行っております。平成三年十二月末現在における状況につきまして回答を得ております。

これによりまして、平均の定年年齢でございますが、大学におきましては六十四・二歳、短期大学におきましては六十四・七歳、高等学校におきましては六十二・一歳といったような状況になっております。

ただ、これは教職員の全体の平均でございます。定年年齢の設定で最も多い定年年齢を見てみますと、大学におきましては六十五歳、短期大学におきましては六十五歳、高等学校六十歳、幼稚園六十歳といったような状況になっております。

○石井(郁)委員 最初の、平均の定年の実態というところではなぜ幼稚園を外されたのですけれども、幼稚園というのは五十七・四歳なんです。専修学校でも六十・七歳ということになって、今お話しした定年年齢ということになりますと、大学では六十五歳ということになりますと、園では六十歳です。

ということになりますと、私学の多くの教職員については、定年と年金の支給開始年齢との間には空白期間が生じるということですね。私は、この空白期間という問題がやはり重要な点だということに思っておりますが、このことについてはいかがでしょうか。これは政務次官の方へ。

○河村政務次官 御指摘いただきましたように、まずはともかく、これだけの高齢化社会に入つてまいりましたから、年をとつても働ける、高齢者が安心と生きがいを持って暮らせる社会をつくつていく、これが大前提になるわけでありまして、高齢者雇用の促進ということが大前提になっていくわけでございます。

雇用政策において、六十歳定年基盤ということ、そして働くことを希望される方は高齢者全員が六十五歳まで続けて働くことができるシステムをつくつていく、こういうことをこれからの目標として進めておられるわけでございます。年金制度も、このような雇用政策との連携のもとで進めていくわけでございます。それぞれの役割分担に留意をしながら見直しをしていかなければいかぬと、その必要性を感じております。

今回、年金支給開始年齢の段階的引き上げについては、委員御承知のとおり、将来世代の保険料負担の増大を抑えるという観点と、さらに、このような高齢化の進展を踏まえた、六十五歳現役社会への移行を念頭に置いて制度を設計していかなくてはならないこととで今回進めようとしていくわけでございます。まずこの点を御理解いただきたいと思います、こう思うわけでございます。

なお、今回の制度改正では、年金支給開始年齢を六十五歳へ段階的に引き上げるとともに、六十歳代前半の者にも考慮して、本人が選択をされれば、本来の支給年齢時の年金を減額した上で早期に受給できる繰上げ支給制度も創設をいたしまして、このギャップを埋めるといいますか、対応しようとしたところでございます。

○石井(郁)委員 六十五歳まで現役で仕事ができるような社会をとお話もちよつとされたかと思っておりますけれども、では、その点に関連してお伺いします。

労働省の方は民間企業に対して、定年を六十五歳までにしていくということでの呼びかけ、また調査検討を進めているかというふうに思っておりますが、では、私学の場合、文部省としてはどうなのかということになるわけでございます。

私学の場合はいろいろ、少子化、あるいは今その大変な影響の中で生き残りをかけているという私学の経営状況等々があるかというふうに思うのですね。では、こういう私学の運営あるいはその長期的な見通しという問題を立てた上で、今回のこの制度改定ということに踏み切っている

のかどうかという点はいかがでしょう。か。
○中曾根国務大臣 言うまでもありませんけれども、私立学校に勤務する教職員の皆さんは、一般の民間企業に勤務する方々と同様に、労働基準法等の法律、関係法令の適用をひとしく受けるものでございます。

これらの労働者の定年につきましては、現在、高齢者等の雇用の安定等に関する法律におきまして、六十歳を下回ることはできないとされておりました。私立学校の教職員の定年につきましては、こうした法令の規定に従って各私立学校において決定をする、私学独自の判断で決定をする、そういうことになっております。

なお、現在、労働省の中央職業安定審議会におきまして、活力ある高齢化の実現に向けた高齢者雇用対策の確立について、そういうことで検討が行われておりました。そういうことで、六十五歳までの雇用の確保や多様な就業機会の確保等が挙げられていると聞いていますところでありまして、これらの動きを踏まえながら、今後、定年のあり方等につきましまして、各私立学校においても適切な対応が行われるものと考えております。

○石井(郁)委員 今のお話を伺いますと、それぞれの私学でいろいろ努力をするというように、これを強調されているかと思っておりますけれども、この重大問題で、文部省として、私学の今後についての長期的な見通し、とりわけ雇用状況についてどうなるのかということの検討を真剣になさるべきではないかというふうに私は受け取らざるを得ません。そういうふうにも年金の受給開始だけを六十から六十五歳にするという点では、到底これは認めるわけにいかないというふうに思うわけですから、私学としての経営と雇用状況について、ぜひ文部省なりの真摯な検討をしていただきたいということとをまず強く申し上げておきたいというふうに思っています。

きょうは、次に、私学共済への加入資格の問題でお聞きをしたいと思っております。

私立学校には、申し上げるまでもなく、大変多

くの非常勤講師の方がいらつしやるわけですね。この非常勤講師の私学共済への加入条件なんですけれども、現在どのようになっていまして、どうか。ちよつと御説明ください。

○本間政府参考人 非常勤講師等の扱いでございますが、こうした勤務が不定期な方あるいは短時間勤務の方につきましては、当該教職員等の実際の労働日数あるいは勤務形態、さらには職務内容等を総合的に勘案いたしまして判断をする、こういうふうになっております。

この場合でございますが、一日または一週当たりの所定労働時間及び一月の所定労働日数が、当該学校法人等におきまして同種の業務に従事いたします非常勤の教職員等のおおむね四分の三以上である者につきましては加入者として取り扱って、こういう状況になっております。

今申し上げました基準でございますが、念のため申し添えますと、厚生年金及び健康保険の取り扱いに就つたものでございまして、

○石井(郁)委員 本間に知らないで伺つて、ああ、そういう基準かなで終わつてしまふのですけれども、あなた方はもう一つの要件を、故意にというのか、外していらつしやるんじゃないんですか。これは、平成七年の私学共済組合の資格課長から学校法人代表者あての「組合員資格について」という文書がございますけれども、ここには三点あるんですよ。どうなんでしょうか。

今申し上げた一つの要件、おおむね所定労働時間、労働日数が四分の三以上である教職員等というのがありますけれども、これは「原則として組合員として取り扱う」というのがありますが、三点目、「二に該当する者以外の者であっても、一の趣旨に従い、組合員として取り扱うことが適当な場合がある」と考えられるので、その認定に当たっては、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきであること。」ということがちゃんとあるんじゃないですか。これをさきにとつてくださいますか。

○本間政府参考人 たいま石井先生の方から御

指摘の事柄でございますが、これは私学共済、私学振興・共済事業団が各学校法人に配付いたしております関係の事務の手引の中に、加入者となる者というところで細部にわたつて説明をしております。マニュアル的なものから引用された取り扱ひであると思ひます。

ただいま私の方で申し上げましたように、当該教職員等の労働日数、勤務形態、職務内容等を総合的に学校法人において判断をするということでございますので、ただいま時間の関係もございましてこの細部につきましては読み上げをいたしませんでしたが、学校法人におきまして総合的に勘案する際に、個々の教職員等の就労の形態等につきまして、個々の事例に即して判断をするというところは当然の事柄であるというふうにお考えしております。

○石井(郁)委員 この取り扱いについてわざわざこういうふうなコメントがありまして、「一日のうち何時間以上勤務しなければならぬ」という画一的な要件はもうつけられていませんので、個々の教職員ごとに、「云々」というふうにあるわけでしょうか。私は、これは大変大事だと思うので、そううです。

四分の三にしても、「概ね」ということがついていて、そして、個々の条件を勘案しなければいけないということがあるわけですね。やはりきちんとして、そういうことを徹底しなければいけないというふうに思ふので、

と申しますのは、やはり実際にこの取り扱いが徹底されていない、そう考えざるを得ない私学が大変多くあるわけですね。

これは、講師問題の現状がどうなつていられるかというのを全国私立学校教職員組合連合会が調査をされております。この一覧表、これはもう公のもので、皆さんもぜひごらんいただきたいと思ひますけれども、本間に驚くような実態になつていられるわけですね。

これは若手県のある学校、学校名はちよつと伏せませすけれども、非常勤講師が二十五人いる。こ

のうち、多い人では週十七時間持つていらつしやる。それでも、私学共済の加入はだめというふうになつていられるのです。

それから、私のところは大阪ですから、私学がいかにか多いかという、ひしめいているところでありますけれども、ここでは要件を決めてしまふ。週五日以上とか、週五日十三時間以上というふうに決めてしまふわけですね。それであつて共済加入ができる。つまり、それ以下では加入できないということですよ。こういう要件を一律に決めてしまふというところも非常に多くあるわけですね。

この例で見ますと、本間に常勤者並みの講師日数、時間を持つていらつしやるわけですね。例えば東京でも、その要件として三年以上勤務しなければだめですというふうなところもあるわけですね。だから、こう見ても、やはりこの非常勤講師の共済加入の取り扱いというのが、資格課長の文書から見ても非常に外れているのじゃないかというふうな言わざるを得ません。こういう点は、画一的な要件を課している学校法人に対してはやはりきちんとして指導すべきではないのかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○本間政府参考人 繰り返したるうかと思ひますけれども、先ほど申し上げました三つの条件につきまして、個々の学校法人におきまして具体的事例に即して判断をいたしたくということでお示しをいたしておきますので、必ずしも画一的な取り扱いをしる、そういうことではないということでございます。

具体的事例を申し上げます。非常勤職員が私学共済の加入者となつていられる事例につきましては、必ずしも全般を把握しては、例にございませませんが、一例を挙げますと、ある私立学校でございませませんが、美術担当の勤務時間が週に二十時間で常勤職員として取り扱われていて、したがって加入者となつていられるというところでございませませんが、美術担当の非常勤の美術担当職員につきましても、おおむね四分の三以上というところでございませますので、十五時間以上

の勤務時間があれば加入者資格を取得する、それは法人におきまして判断をいたしましたければいい、こんなふうな取り扱いになつております。

○石井(郁)委員 ですから、本人は加入を希望するわけですよ。しかし、法人の側が、基準に合っていないという形で認めない、申請しない。法人が申請しなければいけないわけでしょう、共済の場合は。だから、その問題なんですね。やはり事柄は、教職員の生活と権利にかかわる問題でしょう。しかも、共済の資格が取れるという十分な条件を満たしながら法人が申請しない、これではもう到底納得することはできないわけですね、ぜひその点の指導をきちんとしてくださることを。

その際に、私が大阪でのアンケートを見まして大変気になつたのは、共済加入について知らないという非常勤の方が三割もいらつしやるのですよ。だから、講師はもうできないものだというか、あるいはこういう条件でできますよということを知らされていないわけですね。そういうことにもちよつと驚くので、

ですから、やはり本人が希望されている、これはもう明らかでありまして、その希望を尊重するという形で法人を強く指導していただきたいということがございます。

このアンケート調査を見ても、これまでも共済加入が認められていたのに持ち時間が減つたために脱退をさせられるとか、こういうことまで起きていくという少くない例があるわけですね。それから、講師の方は一年更新だということもあるわけで、非常に不利な状況にあるわけですね。そういう中で、非常勤講師の方が、私学共済に入れないために老後がどうなるのか、想像するだけで不安になりますよという声がございます。全くさうだと思ふので、

こういう不安定な状態、そして、みずからの健康、御家族のことも考えなければいけないという状況のことを考えますと、私は、本人が主たる収入を得ている学校で共済加入を希望すれば、その

学校法人は原則として共済加入の手続をとるとい
う方向でぜひ検討をというか、指導を強めていた
だきたいというふうに思います。

これはぜひ次官の御答弁をお願い致します。
○河村政務次官 各学校において、非常勤の講師
の先生が意欲を持って生徒の指導に当たっていた
だけ、そういう環境というのは大事だといふ
うに私は思います。

委員御指摘のように、本人がその希望をされて
強く望まれた場合にどうするかという問題であり
ますが、複数の学校でそれぞれ非常勤講師をおや
りになっている方については、どこを主にしてい
うするかというものは、給与の多いところが申告を
するというようになっております。

また、この制度の運営を円滑にやっつていこうと
いうことからすれば、御本人とその私学本体と
お話し合いをいただいて、一定の基準に達してお
る、今委員が言つたように、資格がありながら加
入できないというものは、もう当然許されること
ではありません。資格をお持ちの方にはきちつと
やっつていただく、改めて御指摘いただきました実
態に対して、文部省としても、そういうことが起
きてはなりません。

ただ、非常勤講師をおやりになっている方々は
大抵、若い方でそういう方もいらつしやいます
が、年輩の方は、どこかの学校でそういう経験をお積
みになって、そして今度は非常勤でお勤めになっ
ている方も相当おありになるように聞いておるわ
けでございます。非常勤講師だけがすべてだと言
われる方については、その点は十分配慮しなけ
りやいかぬ問題だといふふうに思います。

しかし、やはり基準はどこかで設けませんとい
ふの制度が運営できませんので、そのことについて
はやはりしっかりと御理解をいただき、また、その
ことは採用のとき等には本人にはつきり、知らな
かったといふことはないようにしていかなきゃな
らぬ問題だ、このように感じます。

○石井(都)委員 大臣と政務次官には、こういう
調査をこらんなったことがないといふか、届い

ていないでしょうか。——では、また河村先生の
ところにお届けいたしますので、ぜひこらんなか
さい。

次に、きょうは、私学の経理公開の問題で一点
御質問いたします。
私立学校が公教育の担い手として発展していく
ためには、民主的な運営が求められている。実際
に公教育の中で大変な役割を担っているわけ
ですけれども、経理公開というのは、学費を初めと
する事業収入、国や地方自治体による助成金等が
どのように運用されているかを示すもので、私
学の公共性、公益性という観点からも非常に重
要だといふふうに私は考えています。

まず、私学の経理公開の現状についてですけれ
ども、それからまた、文部省がこの私学の経理公
開について基本的なようにお考えになつてい
らつしやるのか、そのことをちよつとお聞かせい
ただきたいと思つております。

○中曾根国務大臣 委員御指摘のとおり、学校の
経理状況、管理等の状況を公開することは
意義のあることだと思つております。
学校法人の経理状況、財務状況の公開につきま
しては、各法人の自主的な判断にゆだねられてい
るところでございますけれども、文部省といたし
ましては、私立学校の有する公共性、また適正な
管理運営を行うという姿勢を対外的に示す必要
性、そういうような観点から、従前より、文部大
臣所管の学校法人に対しまして財務状況の公開の
促進について通知を發出いたしました。また同時
に、各種会議の場等におきましても、財務状況を
関係者に明示するよう指導をしているところで
ございます。

また、都道府県に対しましても同趣旨の通知を
發出いたしました。都道府県の私立学校担当者を
集めた会議の場などを活用して、所轄の学校法人
に対する財務状況の一層の公開を促しているこ
ろでございます。

○石井(都)委員 これは昭和五十八年の次官通達
でございますね。確かに文部省として、それ以降、

公開についていろいろ努力しているかといふふう
に思いますが、しかし現状は、これもまた非常に
遅々として進まずといふか、そういう状況がある
のじゃないでしょうか。

これは大学、高校の併設のある学校で、です
から、文部省の直接監督対象となる学校法人だと思
いますけれども、労働組合の経理公開の求めに対
してはもう一切拒否、しかも、今後この態度を変
えるつもりはないといふところがあるのですね。
ちよつと私、ある学校といふのもなんです
これは裁判にもなつておりますので、名前を挙げ
たいと思うのですが、救済命令取消請求事件とい
うことで、帝京学園上申書というのがあります。

これは裁判所に出した文書なんですけれども、
ここでは、経理公開というのを経営方針、経営戦
略の根幹を明かすことに通じるということ、対
立当事者の関係にある組合に対しそのような開示
をすることはできない。ということをや堂々と述
べていらつしやるわけです。

私は、文部省の五十八年通達からしても、こ
ういふことは反するのではないかと思つてすけれ
ども、こういう法人があるということに対して個
別に指導するといふお考えはございませぬか。

○石川政府参考人 先ほど大臣の方からも御答弁
申し上げましたように、基本的には、私立学校の
方でそれぞれの学校法人において判断し、自主的
に取り組んでいただくべき事柄でもございませぬ
私どもとしては、広く財務状況の公開については
これからは呼びかけてまいりたいといふふうには
思つております。

○石井(都)委員 私は、そういう態度ではとても
生ぬるいといふか、それでは指導にも監督にも全
然ならないといふふうには言わざるを得ませぬ。
実際、総務庁の行政監察局が、平成七年には私
学の経理公開問題でも行政監察の結果報告書を出
しているでしょう。そこではつきりと、「文部
省は、次の措置を講ずる必要がある。」といふこ
とで、「学生の保護者等を含めた関係者に対し財
務関係の書類を積極的に公開するよう学校法人を

指導すること。」といふふうにあるじゃありませ
んか。
五十八年通達からいふと、もう十三年たつて
いるわけですね。あの通達が出されたときというの
は、私学にさまざまな経理上の問題があつて、大
きな不祥事等々で社会問題になって通達が出され
たという背景があつたかと思つてすけれども、
今、事態は一層、情報公開法などの成立を見て
わかるように、公開の方向に向かつてはつて
すね。そういう点でいいますと、文部省としても
そういう姿勢にとどまつているといふのは大変問
題だと思つてます。

実は、都道府県レベルで見ても非常にばらつき
があるのですね。条例に基づいて一定の公開が進
んでいるところと、もう一切拒否をしている、こ
ういふ都道府県もございませぬ。これはもう驚くよ
うな話です。そういう点も文部省は本當につかん
でいるのかどうかといふ点でいふと、どうも把握
していらつしやらないのじゃないかといふふう
に思つてす。ぜひ、都道府県に対しても、ちゃん
と実態を把握される、そしてこの公開を大いに進
めるように、監督指導を強めていかれるように強
く求めたいといふふうには思つてす。

もう時間が参りましたので、最後に大臣の御決
意を伺ひまして、終わりたいと思つてす。
○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、
学校法人が学校の公共性等を自覚して経理状況、
財務状況を公開するといふことは意義があると
私、重ねて申し上げます。そういうふうには思つて
おります。

委員御指摘のとおり、私立大学あるいは短期大
学での公開の状況、数値を御存じと思つてすけれ
ども、私自身、個人的には必ずしもいい成績とは
思つておりませぬ。したがういまして、今後は都道
府県あるいは、先ほど委員御指摘のように五十
八年に通知を出して指導しておるわけでございま
すけれども、公開が促進されるように我々として
も努力をしていきたいと思つております。

○石井(都)委員 どうもありがとうございました。

終ります。

○鈴木委員 次、濱田健一君。

○濱田(健)委員 社会民主党の濱田健一でございます。

きょうの論議の中でも、私学の我が国における重要性というものが随所で各委員から述べられてきたわけでございます。文部省予算の編成を毎年年末にやるにも、義務教育国庫負担制度と私学助成という二つの大きな柱が最後まで論議の中心になることもまた、私学の重要性を象徴していることのように私自身感じているところでございます。

今、石井委員から私学の経理公開のお話もございました。そういう重要な役割を担っている私学なんですけれども、やはり経営者の経営のやり方というものについて、どうもおかしなやり方があるのではないかとというような点を私たちはしっかりとチェックすべきではないかと思う節がございます。

実は、我が党の中西續介衆議院議員を団長として、九月、ある高等学校の解雇問題で調査に入りました。去年の十一月に、その私学の先生方十九名が解雇という形になったそうでございます。理由は、財政的に厳しいというふうなことです。組合の方は、解雇される人数に当たる人件費を、総体の人件費、自分たちがもらう賃金からお互いがカットすることによって解雇を出さない提案などもやっているように見えますけれども、財政的に厳しいということと解雇されたということとございませぬ。

一方で、その理事長さんの一年間の手当というものが、聞くところによりますと五千万ぐらいもらっておられる。周囲の高等学校の理事長さんが五百万とか六百万という一般のサラリーマン並みの賃金でやっていらつしやるのという話も出てきておりますし、学園の方がその理事長さんの土地を、財政難といながら買い上げるといふような実態等々、働く者にとっては非常に働きづらいいいいますか、なぜ私たちがやめさせられなければならないのかというふうな実態等がございませぬ。

ばならないのというような実態等がございませぬ。

私がまずお聞きしたいことは、私学助成という形で大きく国が補助をしているという私立学校の一部ですが、こういう放漫な経営、その指導と私学助成のあり方について、基本的に中曾根大臣は、こういう部分にまで国が金を投入しなければならぬのかということを含めて、どういふお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、私学の学校法人の公共性、社会性等につきましても、非常に意義のあるものであり、また、そういうところから、私学自身が十分に自覚をして健全な経営をやっていくかなければならないの言うまでもないこととございます。

そういうところから、文部省といたしましては、学識経験者等から成る学校法人運営調査委員制度を設けまして、学校法人の運営の実態を实地に調査をし、必要な指導助言を行うなど、私立学校の経営の健全化を図るところとございませぬ。

また、私学助成をする上におきましても、各学校の教育条件の整備状況等に応じた傾斜配分を行っております。さらには、委員が御指摘になられたような、放漫経営等によりまして財政状況が健全でない場合やあるいは管理運営が適正を欠く場合には、私立学校振興助成法に基づきまして、補助金を減額または不交付としておるところとございませぬ。今後とも、私立学校の経営の健全化に努めていきたいと思っております。

○濱田(健)委員 時間がありませんから、この件はまたの機会にということにしておきたいと思いますが、やはりチェックするということと私学の今後の成長にとつても非常に大事ではないかというふうにお考えですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の私学共済の見直しの中で、先ほど出ましたけれども、みなし退職の仕組みを現行の六十

五歳から七十歳に引き上げていくことが出ております。先ほど河村政務次官の方からも、そのことによつて年間四十億円程度支出が抑制されていくというような御見解も出されたわけでございます。

やはり生涯現役であり続ける、働き続けていたいただきたい、これは私学の教職員だけではなくて、ほかの職場でも、そういう形で年金の支給ができるだけ後になった方が現役世代に対するプラス効果が生み出されるという主張は、それはそれでわかるわけでございますけれども、この六十五歳から七十歳に引き上げていくことによつて、生涯現職という考え方がちよつとずれてしまつて、早くやめてしまおうというふうなことになるのではないのか。その点はいかがでしょうか。

○河村政務次官 濱田委員御指摘のように、この制度改正によつて、生涯現役で頑張ろうという人たちが勤労意欲をなくしてしまひはしないかという御懸念だと思ひます。

この制度については、六十五歳から七十歳に引き上げていくわけでございます。そして、新たな年金の支給調整措置を導入しなければいかぬということになっておりました。これは厚生年金との均衡を維持する観点から、厚生年金の改正措置に準じた見直しを行うことになつたわけでございます。

ただ、この見直しは、賃金と年金と合わせて世帯の所得の月収が約五十万円を超えない場合は支給停止はしないということになっております。また、五十万円を超えた場合でも、賃金が二の割合で増額すれば、そのうちの五〇％、一を減額するというところで、暫定的に少しカーブが低くなるというふうにも考えておりました。就労して賃金を得れば必ず総所得は増加することが考えてあるわけです。

特に、七十歳になれば加入期間が五年間分の増額された満額の年金支給をということから考えますと、確かに今までは、少し抑えるということにはなりましたが、高齢者の就労を阻害するこ

ろ、そこまでの効果は極力抑えられておるといふふうに考えておるところであります。

○濱田(健)委員 その辺の点検といひますか、先ほど、私学の皆さん方が、例えば幼稚園だと五十八歳、一般の高等学校あたりでも六十歳というふうな形が平均的だといふお話もございました。少しきちつとした数字を点検しなければならぬ、時間もございませぬので、それだけきょうは申し上げておきたいと思ひます。

三点目は、共済年金の在職中の障害年金給付の問題です。支出を抑制しようというときに、濱田の言っていることは逆の方を主張するではないかと云われるかも知れませんが。

民間の労働者が加入されている厚生年金でございますが、障害年金の要件を満たせば、所得、収入に関係なく障害年金が現職中でも出されるということになっていくわけでございます。共済年金、これは全般のことでございますが、幾ら障害の要件を満たしていても、所得や収入に厳しい制限がある。これは、年金相互の持っている利点というものから考えると、共済年金加入者にとつてはマインスマであるとか言ひようがないわけでございます。その辺、私学共済だけじゃなくて共済年金全体を含めてと言つたら答えにくいと思ひますので、私学共済、これだけでも、厚生年金並みに収入や所得の枠というものを撤廃する方向性というのを見出せないのか。いかがでしょうか。

○本間政府参考人 共済年金でございますが、これは国家公務員とか地方公務員とか、あるいは本件の場合のように私学教職員といったように、特定職域ごとに設けられた年金制度でございます。そして、その職域を離れた後の所得保障を適切に行うということが共済年金の原則でございます。

在職中の年金受給権者につきましては、現に仕事を持って就労をして給与収入を得ているということから、一定の支給制限を行うということが基本的な考え方になっております。このことにつきましては、障害共済年金受給者についても同様で

でございます。

御案内のとおり、障害者となった時点で、障害共済年金は就労中であっても支給はされるわけでございますが、この年金額につきまして一定の支給制限を課しております。これは、繰り返しになりますけれども、現に働きながら給与収入を得ているということございまして、公平性の観点からやむを得ないのではないかと、うふうに考えております。

なお、現在、私学共済の年金受給権者が六十五歳未満の私学教職員である場合でございますが、標準給与と年金月額額の合計額が二十二万円以下の場合には年金の八割相当を支給する。また、六十五歳以上の私学教職員でございますと、標準給与が四十四万円未満の場合は満額の年金を支給するというふうなことで、障害者を含めまして、給与の低い方には共済年金として一定の配慮を行っているところでございます。

なお、なぜ共済年金だから厚生年金と違っているかということなのか、厚生年金に合わせるべきではないかというお尋ねでございますが、私学共済は、教育という特定の職域を対象としておりまして、その構成員も比較的、比較の問題でございますけれども、学歴が高い方が大部分であるということもございまして、また、教育という職務の特性上、障害になったことに伴いまして、民間のサラリーマンでございますと、職場が急に変わる、職種が変わるといふふうなことも、また、そういうことに伴いまして急激に給与が下がるといふようなことも考えられるわけでございますが、教育の場合には、必ずしも即そういうことにはならないのではないかと、うふうにございまして、一般のサラリーマン全体を対象といたします厚生年金とは違った仕組み、国家公務員共済年金等と横並びの、同一の仕組みをとることは妥当ではないかと、うふうに考えております。

○濱田(健)委員 納得させられそうな、何かおかしんじゃないかというふうな、そういう聞き方になるわけでございますけれども、これも、年金

相互の間の一つの問題点としてはしつかり頭に入れていると思っております。

時間がございませぬ。最後に、年金とは関係ないんですが、スポーツ振興投票法、通称サッカーくじでございますけれども、二〇〇一年のＪリーグ第一ステージからの実施という方向性が進められて、来年の秋にも地域を限定してテスト販売が予定されているというふうにお聞きするわけでございます。

その販売の提案の概要といえますか、委託金融機関から出された中身を見てみますと、この法律が通るときに、「十九歳未満の者に対する購入等の禁止が徹底されるよう」ということがうたわれているわけでございますが、その十九歳未満の者への販売禁止の担保措置、これがどのように論議をされ、どのような方向性になっていくようになるのか。

聞くところによりますと、チケットショップチェーンとかレンタルビデオ店チェーン、携帯電話販売店チェーンなど、青少年が幾らでも出入りして、幾らでもいろいろなものに手の出せるところも販売の対象になっていくようにございまして、その辺、いかがでしょうか。

○河村政務次官 このスポーツ振興投票法の導入、いわゆるサッカーくじ導入のときにいろいろ議論があった中で、十九歳未満の青少年にそのために非行が増発するんじゃないかとか、あるいは、巨額な金を勤労をせず得ることはどうであるかというふうな影響から、十九歳未満には販売しない、また賞金ももちろん受け取らない、こういう方向が打ち出されたわけでございます。

そこで、御案内のとおり、委託金融機関、大和銀行になっておるわけでございますが、十九歳未満の購入禁止を担保する措置をとるようというところで、特に今、方法として、ＩＤカード、身分証明書を提案されております。これは、実施主体であります日本体育・学校健康センターでは選定委員会を設けておりまして、その中で、十九歳以上である方にも過剰な証明をというふうなことも

あつてはどうであろうかとか、いろいろな議論がございまして、さらに工夫をするようにという指摘がされていくやに聞いております。

今御指摘の青少年の立ち寄りが多いような場所等々については問題があるという御指摘もありませんから、そのことも含めて選定委員会の方でいろいろ議論を進めて、実行に当たっては、できるだけ皆さんの御懸念がなきようにするという前提に立つて今進めておるといふふうに向つておりますし、文部省としても、特に十九歳以上の確認という問題も含めて、このセンターを指導していただくところでございます。

○濱田(健)委員 ありがとうございます。
○鈴木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十七分散会

平成十一年十二月十三日印刷

平成十一年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局